

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

平成 27 年度 事業計画

(目標) “人と人とのつながりのもてる地域福祉の推進を”

—助け合いの輪を広げ、さらに温かみのあるまちづくりをめざして—

私たちをとりまく現在の社会情勢は、地域におけるつながりの希薄化、少子高齢化の進行、景気状況も回復傾向にある業種もありますが、まだ厳しい状況下にあります。

また、介護や借金、離婚、ひきこもりなど複数の課題を抱えた世帯も存在しています。

そして、平成27年度からは、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的とした生活困窮者自立支援法も施行となります。生活困窮は単に経済的な側面だけではなく、生活全般に係る課題を含んでいます。そこで必要となるのが住民同士の助け合いです。

須坂市社会福祉協議会では、平成26年度までの10年間、須坂市地域福祉活動計画「助け合い起こし」に基づき、人と人とのつながりで生活を支える「こころ・つながり・助け合い事業」を行ってきました。この活動は、住民組織である『助け合い推進会議』との協力により取り組んできました。今後はこの10年間の取り組みをふまえ、「助け合い」の重要性を再認識し、行政との連携も図りながら、地域福祉事業を進めていきます。

また、平成27年度は介護報酬の改定があり、9年ぶりのマイナス改定となります。このことにより、当協議会で行っている介護保険事業も大変厳しい運営を迫られますが、市民の皆様や利用者の皆様から信頼され、頼りにされる事業運営を実施してまいります。

そして、介護保険法改正に伴う予防給付から地域支援事業への移行に対応する社会福祉協議会としてのあり方も検討してまいります。

平成27年度は、地域福祉事業や介護保険事業など、当協議会にとって様々な厳しい状況下での事業運営となりますが、行政やボランティアの皆様関係団体の皆様などの協力を得ながら、社会福祉協議会としての使命を果たせるよう努めてまいります。

主 要 事 業 に つ い て

※市指定	⇒	須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒	須坂市からの受託事業

I 地域福祉推進事業

1 「助け合い起こし」の推進

誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために住民主体と住民参加による助け合いの推進を図る。

(1) 助け合い推進会議との連携

10年計画で進めて来た須坂市地域福祉活動計画の終了を受け、助け合いの原点を見つめ直し、様々な視点から意見を吸い上げ、地域福祉の推進につなげる。

- 〈内 容〉
- ・すざか助け合い推進センターの機能充実
 - ・こころ・つなぐ・助け合い事業の推進
 - ・地域のふれあいサロンへの支援
 - ・行政等関係機関への要望等の提言

(2) 新・地域見守り安心ネットワークづくりへの協力

(市の協力のもと、区が中心となり、災害も想定しながら在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ協力・助成を行う事業) 助成について※市受託

2. 啓発・広報

- (1) 広報紙「助け合い起こしすざか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信・ブログでの情報伝達
- (2) 公募による広報紙モニターの情報提供などを広報に反映
- (3) 長野県社会福祉大会への参加
- (4) 社協マスコット「こころちゃん」「つなぐくん」を活用した啓発活動
- (5) ふれあい広場の開催
(ボランティア連絡協議会を中心とした約80団体で構成する実行委員会が主催する、より多くの市民に福祉への理解を広げるための福祉の祭典)

3. ボランティア活動推進事業

- (1) 敬愛基金利息（篤志家により造成）の活用によるボランティア活動の支援及び普及
- (2) ボランティアの育成・研修事業の実施
 - ・一般市民を対象に、車イス実習、高齢者疑似体験、ボランティア体験、施設体験、傾聴、レクリエーション、ご近所助け合い等の入門講座
 - ・夏休みを利用した、高校生以上のボランティア・福祉施設体験講座 ※市受託
- (3) 災害に備えてのボランティア継続研修会及び災害ボランティアの登録
- (4) 被災地支援の災害ボランティア（炊き出し・生活支援等）派遣の実施 ※市受託
- (5) 須坂市ボランティア連絡協議会の活動支援
- (6) ボランティア相談の受付・ボランティアグループの支援
- (7) 福祉ボランティアセンターの管理運営 ※市指定

4. 老人福祉対策事業

- (1) 介護予防事業
 - ・須坂市自立生活支援事業 ※市受託

- (介護保険非該当で援護を要する方にホームヘルパーを派遣する事業)
- ・ 生きがいデイサービス事業 ※市受託
(介護保険非該当で、家に閉じこもりがちな 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢世帯等の虚弱な方を対象に、老人福祉センターを利用してレクリエーション等を通して交流をし、日中を過ごしていただく事業)
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業「生活支援コーディネーター」の設置 ※市受託
 - (3) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※市受託
 - (4) 食の自立支援事業(配食サービス) ※市受託
(おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で調理の困難な方に食事を宅配、併せて安否確認を行う事業)
 - (5) 福祉移送サービス事業(リフト付き車両による送迎)
(介護度 2. 3. 4. 5 で車イス等利用している移動困難な高齢者を対象に、通院等の外出を支援する事業)
 - (6) いきいき外出事業
(車イスを利用し外出が困難な高齢者等を対象に、お花見等の外出を支援する事業)
 - (7) 在宅介護者のつどい ※市受託
(家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等により元気回復を図るため、温泉での宿泊や、食事会での介護に関する相談会を行う事業)
 - (8) ひとり暮らし高齢者安心コール事業 ※市受託
(ひとり暮らしの高齢者へ電話によるコミュニケーションと安否確認を行う交流事業及び電話をかけるボランティアと利用者の交流会)
 - (9) ひとり暮らし高齢者への年賀はがき発送 ※市受託
年賀状購入費は共同募金配分金

5. 障がい者福祉対策事業

- (1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 ※市受託
(難病患者等の方にホームヘルパーを派遣する事業)
- (2) 重度障がい児者訪問入浴サービス事業 ※市受託
(重度障がい児者の方の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業)
- (3) 重度障がい者移動支援サービス事業 ※市受託
(重度障がい者の方にヘルパーが同行して買い物等の外出支援を行う事業)
- (4) 重度障がい者いきいき外出事業
(車イスを利用し外出が困難な重度な障がい者等を対象に、お花見等の外出を支援する事業)
- (5) 重度障がい者希望の旅事業
(公共機関を利用して外出や旅行が困難な重度の障がい者を対象に、旅行を通じて人と人とのつながりをつくり、社会参加を促進することを目的とした事業)
- (6) 須坂カッタカタまつりへの参加支援
(障がい者の社会参加とボランティアとの交流を目的とした事業)
- (7) 重度障がい者等料理教室
(重度の障がいにより調理の機会が少ない方を対象として、調理や仲間との交流の場を増やすことを目的とした事業)
- (8) 福祉移送サービス事業(リフト付き車両による送迎)
(重度障がいの車イス使用者または視覚障がい者で、一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者の通院等の外出を支援する事業)

6. 母子・父子家庭福祉対策事業

- (1) 母子・父子家庭ほか長期休み中の子どもの余暇活動支援事業の実施

- (2) 交通・災害遺児への激励
- (3) 母子・父子家庭親子のつどい事業
- (4) サンタクロース派遣事業

7. 福祉教育推進事業

- (1) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する補助事業
- (2) 小中学生ボランティア体験教室及び施設体験事業
(市内小学校 5・6 年生全中学生の児童生徒を対象に、他の学校の子供たちとの交流や、様々な福祉的メニューを体験することで、子供たちにお互いさまの助け合いの心が育まれることを目的とした事業)
- (3) 高校生ボランティアの交流会
- (4) 福祉体験出前講座の充実
(学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行う事業)
- (5) 学校・施設・福祉団体等とのネットワーク研修会

8. 総合相談事業

- (1) 開設日

悩み・心配ごと相談	……	月曜日から金曜日
心配ごと相談	……	第 2・4 木曜日の午前
法律相談（弁護士）	……	第 2・4 木曜日の午後

 - ・ 問題解決のため、専門家とのネットワークを形成・司法書士との連携
- (2) 相談員研修会の開催

9. 援護事業

- (1) 生活福祉資金・総合支援資金の貸付事業
- (2) 被災家庭の激励・見舞い（見舞金・布団セット・日用品セットの提供）
- (3) 日常生活自立支援事業、金銭管理・財産保全サービス事業
(高齢や障がい等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方への援助サービス)
- (4) 福祉移送車輛（車イスで乗車できるリフト付き車輛）の貸出事業
- (5) 重度障がい者世帯への歳末激励事業
- (6) その他援護事業

10. 結婚相談事業 ※市受託

- (1) 結婚相談所の運営（月 2 回）
- (2) 婚活パーティーの開催（年 2 回）
- (3) 婚活セミナーの開催（年 2 回）

11. 生活困窮者自立支援事業 ※市受託

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、就労など自立に関する相談などを行う事業

12. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 財政基盤の確立（活動財源の確保）
- (2) 福祉基金利息の有効活用
- (3) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (4) 支部活動（12 支部）の充実強化
- (5) 民生児童委員協議会との連携強化
- (6) 保護司活動の支援
- (7) 関係機関（団体）、福祉施設との連絡調整

13. 善意銀行の管理運営

- ・ 預託金品の受託とその管理及び配分

14. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 街頭募金の実施
- (3) 長野県共同募金会須坂市支会事務

15. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤社資募集の推進及び日赤社員の加入促進
- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・AED・家庭看護法・水上安全法・幼時安全法等講習会の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 災害発生時義援金受付窓口の開設
- (7) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務

II 介護保険事業

- 1 老人ホームヘルプサービス事業（訪問介護・介護予防訪問介護）
（高齢者の方の自宅にホームヘルパーが訪問し、身体の介護や家事の援助等を行う事業）
- 2 訪問入浴サービス事業（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護）
（高齢者の方に入浴サービスを提供し、利用者の身体の清潔を保持し、心身の機能の維持を図り、可能な限り自立した日常生活を営むことを目的とした事業）
- 3 老人デイサービス事業（通所介護・介護予防通所介護）
（高齢者の方に日帰りで、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービス提供を行い、孤独感の解消や、身体機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とした事業）
 - ・ デイサービスセンターぬくもり園 一般型 定員 40 名
 - ・ デイサービスセンターことぶき 認知症対応型 定員 12 名
 - ・ デイサービスセンターすえひろ 一般型 定員 40 名（※市指定）
- 4 居宅介護支援事業
（利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及び家族の意思を尊重し、介護サービス計画<ケアプラン>の作成、居宅サービスの調整、申請代行等を行う事業）
 - ・ 居宅介護支援事業所
 - ・ ぬくもり園居宅介護支援事業所
- 5 地域密着型特別養護老人ホーム及び老人短期入所事業
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設ぬくもり園
地域密着型介護老人福祉施設 定員 29 名（3 ユニット）
 - ・ 短期入所生活介護施設ぬくもり園
短期入所生活介護施設 定員 9 名

- Ⅲ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係事業（居宅介護・重度訪問介護・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）
（身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者の方にホームヘルパーの派遣等）

- Ⅳ 老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘（※市指定）」の管理運営及び須坂市シニアクラブ連合会への活動協力

- Ⅴ 「ぶどうの家（※市指定）」（指定障害福祉サービス事業所）の管理運営及び障がい者の社会復帰の促進